

「モノなしマルチ商法」に注意！



友人や SNS で知り合った人に誘われて、暗号資産(仮想通貨)や海外事業等への投資などのもうけ話から「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され契約したが、よくわからないので事業者に解約や返金を求めたが交渉が難しい。

といった被害報告が全国で多くなっています。

投資や利殖^{※1} 目的の契約の場合のチェックリスト

保護者の同意は得ていますか？（未成年者が契約する場合、原則として保護者の同意が必要です。）

利益や損失が出るしくみを正しく理解していますか？

※儲け話の実態が、後から加入した者が支出した金銭を、先に参加した者が受け取るという金銭配当組織である場合、法律で禁止されているネズミ講(無限連鎖講)の可能性もあります。

※外貨や仮想通貨で支払いをするケースもみられますが、この場合解約できたとしても円に戻すときに為替差損が発生することもあります。

最大の損失額はいくらになりますか？（損失が出ても生活に支障はないですか？）

「絶対にもうかる」などと言われていませんか？

（特定商取引法では、不実勧誘・誇大広告等を禁止しています。）

※不実勧誘→取引により得られる利益等について「不実のことを告げる行為」

※誇大広告等→取引により得られる利益等について「著しく事実に相違する表示」または「実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると誤認させるような表示」

許可・登録を受けた業者か、客観的な資料で確認しましたか？

※事業者の連絡先を把握しておらず、連絡手段がメールなどに限られていると、解約しようとしても交渉が難しいことがあります。紹介者だけでなく、契約事業者の所在地や連絡先をよく調べましょう。

本当に必要ですか？（損失がでる可能性のある投資契約は慎重な判断が必要です。）

家族や知人、消費生活センター等に相談しなくて大丈夫ですか？

※1 利殖: 資金をうまく運用して利子や配当金によって財産をふやすこと

(国民生活センター発行「2020年度版 ぐらしの豆知識」を参考に作成)

疑問や不安、困ったときは、「相談」しましょう！

学校や警察以外にも「相談」するところがありますよ！



主な相談機関： 消費者ホットライン 局番なし 188

沖縄県消費生活センター (098) 863-9214

沖縄県消費生活センター(宮古分室) (0980) 72-0199

沖縄県消費生活センター(八重山分室) (0980) 82-1289